



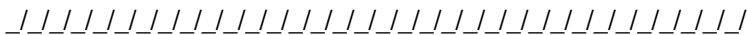
事故防止メルマガ「Think」／Vol. 212

【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

// I N D E X //////////////////////////////////////////////////////////////////

- 1・2020年4月後半の安全管理ごよみ
- 2・交通事故の判例ファイル～運転者から企業への事故の逆求償を認める
- 3・交通事故の裁判事例～追越しバイクと右折車の事故で共同不法行為を認定
- 4・今日の朝礼話題～駐車トラックの前の歩道を横切るときは自転車に注意
- 5・【新発売】参考書「バス安全運転教本」
- 6・【好評発売中】自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」
- 7・【好評発売中】DVD「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」



-----  
★4月後半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日（水）～30日（木）

——未成年者飲酒防止強調月間（国税庁／厚生労働省など）

——「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」準備期間（厚生労働省）

◆28日（火）

——労働安全衛生世界デー・国際労働災害犠牲者追悼日

——洗車の日

◆29日（水）

——昭和の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/03/10/2020-apr-kongetsu-untankenri/>

-----  
■交通事故の判例ファイル  
-----

『運転者から企業への事故の逆求償を認める』

企業の使用する車が事故を起こした場合、企業が損害賠償をするの普通は当たり前です。

この損害賠償額の一部を事故を起こした社員に求償することは一定程度の割合で認められていますが、まれに従業員自身が損害賠償を行って従業員が会社

に対する求償権を行使する、いわゆる「逆求償」をすることがあります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/04/02/hanrei-kyushoken-2/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、前車を追い越そうと対向車線に出た自動二輪車と、駐車場に入ろうと右折した乗用車が衝突し、自動二輪車の後部座席に乗っていた女性が死亡した事故で、共同不法行為が成立するかが争われた事例を紹介します。

『主たる責任が追越車にあるとしても、右折した車に責任がないといえない』

### 【事故の状況】

平成27年6月1日午前5時20分ごろ、Aは横浜市内の片側1車線の道路を自動二輪車を運転して走行中、前を走行している乗用車Bを追い越すために対向車線に出たところ、路外の駐車場に入るために右折してきたB車の右側面に衝突しました。

この事故により、A車の後部座席に乗っていたC（17歳・女子高生）が飛ばされ、死亡しました。

Cの母親や姉は、この事故はAとBの過失が競合して発生したものであると主張し、AとBに対して共同不法行為者として損害賠償を請求しました。

これに対してBは、Aの運転行為は制限速度を50キロ以上もオーバーするなど危険性は極めて大きく、事前に中央線に十分寄っていなかった点や3秒以上前に方向指示器を点灯させなかった点を考慮しても、事故の原因はAにあり、自分には過失がないと主張しました。

### 【裁判所の判断】

「路外に出るために右折しようとする車両は、右後方からの車両に対して合図等により自車の進行方向を明らかにするとともに、右後方の車両の有無等を十分に確認してから右折を開始する注意義務を負う。この点、Bは後続車にその進行方向を明らかにするために十分な余裕を持って合図を出すことはなく、かつ適切な右折方法によらず、右後方の安全確認が不十分なまま右折を行った過失がある」

「Aに大幅な速度超過等の重大な過失があったとはいえ、交通閑散な状況であったことを考慮すると、はみ出し通行禁止場所であっても対向車線に出て追越しをする二輪車を予測することが困難とは言えず、Bが右折開始前に右後方から接近してくるA車を認識し、衝突を回避するための措置をとることは可能であった」

として、この事故の主たる責任がAにあることをもってしてもBに過失がないとは言えず、双方の共同不法行為を認め、連帯して損害を賠償する責任を負うとしました。

(横浜地裁 平成30年2月19日判決)

---

## ■今日の朝礼話題

---

『駐車トラックの前の歩道を横切るときは自転車に注意』

駐車場やガソリンスタンドなどの道路外施設に入るときに、その手前に駐車車両が止まっていることがあります。

その場合、駐車車両を追い抜いてから施設に入ることになりますが、そのとき歩道を走行してくる自転車に注意しなければなりません。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/04/03/tyuushato/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

---

## ■【新発売】参考書「バス安全運転教本」

---

※仕様 A4判／264ページ／表紙カラー刷、本文1色刷

※価格 2,800円（税別・送料実費）

近年、規制緩和により貸切バス事業などに新規参入事業者が増加したことなどを受け、重大事故が目立つようになりました。

中でも2016年に発生した軽井沢スキーバス事故をきっかけとして、「指導及び監督の指針」などが大幅に改正されたものの、現状では運転者教育が十分に行われているとは言えません。

その原因の一つとして、バス運転者への教育資料不足が考えられます。

本書では、第1編は一般的な指導・監督の指針の13項目に沿った内容となり、併せて高速道路の安全知識や異常気象時の運転など、バス運転者として必要な知識を詳しく解説しています。

また、第2編では事故惹起者に対する指導・監督の指針7項目に沿った構成となっており、この1冊でバス運転者に対して幅広く実践的な教育を実施できる教育テキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2V0pdg6>

-----  
■ 【好評発売中】 自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」  
-----

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

依然、人身事故における割合でトップに立つ追突事故を起こさないためには、運転者それぞれが追突事故を防止しようとする意識を持つことが大切です。

本テストでは、追突事故にまつわる48の質問に「ハイ」「イエ」で答えただくことで、普段の運転行動における追突事故に対する危険度を簡単に知ることができます。

「車内へのわき見で追突する危険度」「車間距離を詰めて追突する危険度」など6つのパターンで診断され、どういった状況で追突事故を起こしやすいかを確認できますので、追突事故防止に最適の教材となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2RpJfim>

-----  
■ 【好評発売中】 DVD「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」  
-----

※仕様 DVD／カラー16分

※価格 60,000円（税別・送料無料）

※制作 アスパクリエイト

昨今、あおり運転にまつわる悲惨な事故が社会問題となっています。この「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために、しっかりとした対策が早急に求められています。

本DVDは、「あおり運転」の定義から、感情コントロールの方法、具体的な運転方法、あおり運転の被害にあった時の対処法まで、映像で具体的に解説していますので、事業所の安全運転教育に最適な内容となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/36Wambq>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】  
<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年4月3日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

